

「困ったなあも」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 娘が男性から金品を だまし取っていたようで…。

こんな内容証明が家に届いて、もうびっくりしています。私宛てではなく、23歳の娘宛て。請求額は500万円少し。娘は一人別の所に住んでいるので、慌てて連絡すると、不承不承家に来ました。差出人の男は知っている、SNSで知り合って少し付き合ったけれど、現金やブランドバッグなど合わせて500万円なんて、ありえない。現金は、よく覚えてないけれど、計100万円にならないはず。ブランド品もいくつかもらったけれど、せいぜい100万円くらい。質に入れて手元がないから現物は返せないけれど…。しゃらつと言うのに、

もうあきれ返ってしまいました。この男性は40歳位で、独身とのこと。娘に渡した現金も全てその都度口座から引き出してメモもしているし、ブランド品も領収書を残しているので立証できると。500万円は、私たちもそうですが、普通の人には大金で、それも結婚してくれると言うので要求されるがままにつき込んだが、SNSの書き込みで、どうやら二股三股を掛けられていると分かって、大変な

ショックを受けた。自分をだましていたのは明白なので、お金だけは返してほしい。本当は慰謝料も欲しいくらいだ。 「2週間以内に誠意ある対応がいただければ、法的手段を執ります」って、これは裁判にされるといことですか。警察に被害届を出されるということでしょうか。このまま放っておいても大丈夫とは思えないし、どうしたらよいでしょうか。

結婚詐欺に該当すれば、 逮捕される場合もあります。

お母さまにとっては大変なことでしょう。平たく言うと、娘さんがいわゆるパパ活ないしは援助交際でお金を稼いでいたわけですから。アルバイト中とのことですが、その収入に比して生活が派手だと感じませんでしたか？ そもそもなぜ別の所で生活できるのでしょうか。家賃だけでも大変な額になります。娘さんがこんな形でお金を稼ぐのは、残念ながらこれが初めてではなく、おそらく慣れていると思いますよ。今までは大丈夫だったのに、なぜこんなことをしてくるのだろう、くらいではないでしょうか。

さて、警察に被害届が出せるのは「結婚詐欺」、つまり詐欺罪に当たる場合です。ただ単に交際の相手の飲心を買ったために金品をつぎ込むのであれば、贈与に過ぎないからです。娘さんと相手とのこれまでのやり取りで、結婚すると匂わせて金品を要求していた文言がありますか。娘さんが削除しても相手は残しています。証拠によって結婚詐欺になりそうだと判断すれば、

ば、警察は被害届を受理するかもしれません。そうしたらもちろん娘さんは被疑者になって取り調べを受け、送検されますが、逮捕までされるかは、読めません。

同じように民事訴訟のリスクも、結婚詐欺に該当する場合があります。不法行為を理由とする損害賠償請求という形ですね。これが認められるか否かは刑事と同様証拠次第ですが、とにかくにも訴訟を起こされれば受けて立たざるを得ません。口で適当に言っていただけと思っているかもしれませんが、今時は録音も簡単だし、年齢差もあって結



婚など冗談だろうと娘さんは軽く考えていたとしても相手がつう思っているかは別です。

しかしこの案件、いわば小娘が大人の男性を手玉に取って安易に大金をせしめているわけで、まともなことではありません。この方だけでなく、怒りを買って刺されるかもしれないし、ネットであれこれ中傷されるかもしれません。ですからこれを契機に、親御さんもしっかりなさって、娘さんの監督責任を果たしていかないと今後大変なことになるかもしれません。くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

